

税関関係手数料令（昭和二十九年政令第六十四号）（第五条関係）

（保税蔵置場又は保税展示場の許可手数料）

第二条 法第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）又は法第六十二条の二第一項（保税展示場の許可）の規定による許可を受ける者が法第百条第二号（手数料）の規定により納付すべき手数料の額は、許可の期間一月までことに、当該許可に係る保税蔵置場又は保税展示場の次の各号に掲げる延べ面積の区分に応じ、当該各号に定める額（許可の日の属する月及び許可が失効する日の属する月については、日割により計算した額）とする。ただし、関稅定率法（以下「定率法」という。別表若しくは関稅暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の税率が無税（定率法第十二条（生活関連物資の減税又は免税）の規定による関稅の免除を含む。）に該当する同一品目の貨物のみを置く保税蔵置場又は法第五十六条第三項（保税工場の許可）の規定により保税工場の一部の場所につき併せて許可を受ける保税蔵置場の手数料の額は、その二分の一に相当する額とし、定率法別表第四四・〇三項から第四四・一三項までに掲げる木材のみを置く水面の保税蔵置場の手数料の額は、その五分の一に相当する額とする。

一 千平方メートル未満 二万三百円

二 千平方メートル以上二千平方メートル未満 三万五百円（当該許可を受ける者が電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）（第一条第一号（定義））又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）以下「情報通信技術利用法」という。）（第三条第一項（電子情報処理組織による申請等））に規定する電子情報処理組織を使用することができる者として財務大臣が定める者（以下「指定者」という。）がある場合にあっては、三万四百円）

三 二千平方メートル以上三千五百平方メートル未満 四万七千円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、四万六千円）

四 三千五百平方メートル以上七千平方メートル未満 五万九千円（当該許可を

税関関係手数料令（昭和二十九年政令第六十四号）（第五条関係）

（保税蔵置場又は保税展示場の許可手数料）

第二条 法第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）又は法第六十二条の二第一項（保税展示場の許可）の規定による許可を受ける者が法第百条第二号（手数料）の規定により納付すべき手数料の額は、許可の期間一月までことに、当該許可に係る保税蔵置場又は保税展示場の次の各号に掲げる延べ面積の区分に応じ、当該各号に定める額（許可の日の属する月及び許可が失効する日の属する月については、日割により計算した額）とする。ただし、関稅定率法（以下「定率法」という。別表若しくは関稅暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の税率が無税（定率法第十二条（生活関連物資の減税又は免税）の規定による関稅の免除を含む。）に該当する同一品目の貨物のみを置く保税蔵置場又は法第五十六条第三項（保税工場の許可）の規定により保税工場の一部の場所につき併せて許可を受ける保税蔵置場の手数料の額は、その二分の一に相当する額とし、定率法別表第四四・〇三項から第四四・一三項までに掲げる木材のみを置く水面の保税蔵置場の手数料の額は、その五分の一に相当する額とする。

一 千平方メートル未満 二万四百円

二 千平方メートル以上二千平方メートル未満 三万六千円

三 二千平方メートル以上三千五百平方メートル未満 四万八千円

四 三千五百平方メートル以上七千平方メートル未満 五万九千円

受ける者が指定者である場合にあつては、五万八千円)

五 七千平方メートル以上二万五千平方メートル未満 六万二千円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、六万九千円)

六 一万五千平方メートル以上二万五千平方メートル未満 七万八千四百円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、七万八千二百円)

七 二万五千平方メートル以上三万五千平方メートル未満 十万二千円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、十万七千七百円)

八 三万五千平方メートル以上五万平方メートル未満 十一万七千九百円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、十一万七千四百円)

九 五万平方メートル以上七万平方メートル未満 十四万五千三百円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、十四万千円)

十 七万平方メートル以上 十六万四千九百円(当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、十六万四千五百円)

2 前項の手数料の額は、保税蔵置場又は保税展示場において法第六十七条(輸出又は輸入の許可)(法第七十五条(外国貨物の積戻し)において準用する場合を含む。)に規定する許可又は法第二十三条第一項(外国貨物である船用品又は機用品の積込み)若しくは法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)に規定する承認に係る税関の事務を行う場合においては、前項の規定による額の二倍に相当する額(その額が同項の規定による額と当該事務を行うため関税法施行令(昭和二十九年政令第五十号)第二十九条の三の規定による申請に基づいて派出された税関職員の数に八万八千二百円に乘じて得た額との合計額に満たないときは、当該合計額)とする。

3 (省 略)

(保税工場の許可手数料)

第三条 法第五十六条第一項(保税工場の許可)の規定による許可を受ける者が法第百条第二号(手数料)の規定により納付すべき手数料の額は、許可の期間一月

五 七千平方メートル以上一万五千平方メートル未満 六万二千二百円

六 一万五千平方メートル以上二万五千平方メートル未満 七万八千五百円

七 二万五千平方メートル以上三万五千平方メートル未満 十万二千二百円

八 三万五千平方メートル以上五万平方メートル未満 十一万七千九百円

九 五万平方メートル以上七万平方メートル未満 十四万五千五百円

十 七万平方メートル以上 十六万五千五百円

2 前項の手数料の額は、保税蔵置場又は保税展示場において法第六十七条(輸出又は輸入の許可)(法第七十五条(外国貨物の積戻し)において準用する場合を含む。)に規定する許可又は法第二十三条第一項(外国貨物である船用品又は機用品の積込み)若しくは法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)に規定する承認に係る税関の事務を行う場合においては、前項の規定による額の二倍に相当する額(その額が同項の規定による額と当該事務を行うため関税法施行令(昭和二十九年政令第五十号)第二十九条の三の規定による申請に基づいて派出された税関職員の数に十萬九千円に乘じて得た額との合計額に満たないときは、当該合計額)とする。

3 同 上

(保税工場の許可手数料)

第三条 法第五十六条第一項(保税工場の許可)の規定による許可を受ける者が法第百条第二号(手数料)の規定により納付すべき手数料の額は、許可の期間一月

までことに、当該許可に係る保税工場の次の各号に掲げる延べ面積の区分に応じ、当該各号に定める額（許可の日の属する月及び許可が失効する日の属する月については、日割により計算した額）とする。

- 一 一万平方メートル未満 二万三百円
- 二 一万平方メートル以上二万平方メートル未満 四万七千円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、四万六千円）
- 三 二万平方メートル以上四万平方メートル未満 六万二千円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、六万九千円）
- 四 四万平方メートル以上七万平方メートル未満 七万八千四百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、七万八千二百円）
- 五 七万平方メートル以上 十万二千円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、十万千七百円）

2 (省 略)

(総合保税地域の許可手数料)

第四条 法第六十二条の八第一項（総合保税地域の許可）の規定による許可を受ける者が法第百条第二号（手数料）の規定により納付すべき手数料の額は、許可の期間一月までことに、当該許可に係る総合保税地域の次の各号に掲げる延べ面積の区分に応じ、当該各号に定める額（許可の日の属する月及び許可が失効する日の属する月については、日割により計算した額）とする。

- 一 一万平方メートル未満 四万七千五百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、四万七千三百円）
- 二 一万平方メートル以上二万平方メートル未満 六万五千八百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、六万五千六百円）
- 三 二万平方メートル以上四万平方メートル未満 九万八千九百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、九万八千五百円）
- 四 四万平方メートル以上七万平方メートル未満 十二万三百円（当該許可を受

までことに、当該許可に係る保税工場の次の各号に掲げる延べ面積の区分に応じ、当該各号に定める額（許可の日の属する月及び許可が失効する日の属する月については、日割により計算した額）とする。

- 一 一万平方メートル未満 二万四百円
- 二 一万平方メートル以上二万平方メートル未満 四万八千円
- 三 二万平方メートル以上四万平方メートル未満 六万二千円
- 四 四万平方メートル以上七万平方メートル未満 七万八千五百円
- 五 七万平方メートル以上 十万二千円

2 同上

(総合保税地域の許可手数料)

第四条 法第六十二条の八第一項（総合保税地域の許可）の規定による許可を受ける者が法第百条第二号（手数料）の規定により納付すべき手数料の額は、許可の期間一月までことに、当該許可に係る総合保税地域の次の各号に掲げる延べ面積の区分に応じ、当該各号に定める額（許可の日の属する月及び許可が失効する日の属する月については、日割により計算した額）とする。

- 一 一万平方メートル未満 四万七千六百円
- 二 一万平方メートル以上二万平方メートル未満 六万五千九百円
- 三 二万平方メートル以上四万平方メートル未満 九万九千円
- 四 四万平方メートル以上七万平方メートル未満 十二万四百円

ける者が指定者である場合にあつては、十二万円）

五 七万平方メートル以上十三万平方メートル未満 十四万三千九百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、十四万三千五百円）

六 十三万平方メートル以上二十五万平方メートル未満 十六万八千円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、十六万七千五百円）

七 二十五万平方メートル以上五十万平方メートル未満 十九万二千円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、十九万五千五百円）

八 五十万平方メートル以上百万平方メートル未満 二十一万六千二百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、二十一万五千五百円）

九 百万平方メートル以上 二十四万三百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、二十三万九千五百円）

2 (省 略)

(指定地外検査の許可手数料)

第五条 法第六十九条第二項（指定地外検査）（法第七十五条（外国貨物の積戻し）において準用する場合を含む。第九条第一項において同じ。）に規定する許可

を受ける者が法第百条第三号（手数料）の規定により納付すべき手数料の額は、当該許可に係る検査に要する時間一時間まで五千元とする。ただし、情報

通信技術利用法第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該許可の申請を行う場合にあつては

四千七百円とする。

(臨時開庁についての承認手数料)

第六条 法第九十八条第一項（臨時開庁）に規定する承認を受ける者が法第百条第

四号（手数料）の規定により納付すべき手数料の額は、当該承認により税関職員が執務する次の各号に掲げる時間一時間まで四千五百五十円（関税法施行令第八十七

五 七万平方メートル以上十三万平方メートル未満 十四万四千円

六 十三万平方メートル以上二十五万平方メートル未満 十六万八千円

七 二十五万平方メートル以上五十万平方メートル未満 十九万二千二百円

八 五十万平方メートル以上百万平方メートル未満 二十一万六千三百円

九 百万平方メートル以上 二十四万四百円

2 同上

(指定地外検査の許可手数料)

第五条 法第六十九条第二項（指定地外検査）（法第七十五条（外国貨物の積戻し）において準用する場合を含む。第九条第一項において同じ。）に規定する許可

を受ける者が法第百条第三号（手数料）の規定により納付すべき手数料の額は、当該許可に係る検査に要する時間一時間まで五千八百円とする。

通信技術利用法第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該許可の申請を行う場合にあつては

四千七百円とする。

(臨時開庁についての承認手数料)

第六条 法第九十八条第一項（臨時開庁）に規定する承認を受ける者が法第百条第

四号（手数料）の規定により納付すべき手数料の額は、当該承認により税関職員が執務する次の各号に掲げる時間一時間まで八千三百円

条第一項各号（臨時開庁を必要とする事務等）に規定する承認、許可又は交付を求め申請又は申告を電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第三条第一項（電子情報処理組織による申告又は処分の通知等）又は情報通信技術利用法第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定によりこれらの規定に規定する電子情報処理組織を使用して行う場合の法第九十八条第一項に規定する承認（以下この項において「電子申請等を行う場合の承認」という。）については、四千二百五十円）

二 午前五時から午後十時までの時間 四千円（電子申請等を行う場合の承認については、三千八百円）

三 午後十時から午後十二時までの時間 四千五百五十円（電子申請等を行う場合の承認については、四千二百五十円）

2 (省 略)

(証明書類又は磁気テープ等の交付手数料)

第七条 法第百二条第二項（証明書類の交付手数料）の規定により納付すべき手数料の額は、証明書類一枚ごとに四百円とする。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付の申請を行う場合においては、三百円とする。

2 法第百二条第五項（磁気テープ等の交付手数料）において準用する同条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、同条第一項各号の区分ごと（同項第一号にあつては、輸出又は輸入の区分ごと）の集計した統計につき、それぞれ関税法施行令第九十条の二第一項第一号に掲げる記録媒体一巻ごと又は同項第二号から第四号までに掲げる記録媒体一枚ごとに一万三千五百円とする。

(製造工場の承認手数料)

第八条 第三条第一項の規定は、定率法第十三条第一項（製造用原料品の減税又は免税）又は定率法第十九条第一項（輸出貨物の製造用原料品の減税又は免税）に

二 午前五時から午後十時までの時間 七千八百円

三 午後十時から午後十二時までの時間 八千三百円

2 同上

(証明書類又は磁気テープ等の交付手数料)

第七条 法第百二条第二項（証明書類の交付手数料）の規定により納付すべき手数料の額は、証明書類一枚ごとに四百円とする。

2 法第百二条第五項（磁気テープ等の交付手数料）において準用する同条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、同条第一項各号の区分ごと（同項第一号にあつては、輸出又は輸入の区分ごと）の集計した統計につき、それぞれ関税法施行令第九十条の二第一項第一号に掲げる記録媒体一巻ごと又は同項第二号から第四号までに掲げる記録媒体一枚ごとに一万三千九百円とする。

(製造工場の承認手数料)

第八条 定率法第十三条第一項（製造用原料品の減税又は免税）又は定率法第十九条第一項（輸出貨物の製造用原料品の減税又は免税）に規定する工場の承認を受

規定する工場の承認を受けた者が、定率法第十三条第八項（製造工場の承認手数料）（定率法第十九条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により納付すべき手数料の額について、準用する。この場合において、第三条第二項中「許可の」とあるのは「承認の」と、「当該許可」とあるのは「当該承認」と、「係る保税工場」とあるのは「係る工場」と、「許可が」とあるのは「承認が」と読み替えるものとする。

2) 前項の工場の承認を受けた者が、当該工場の承認に際し、関税定率法施行令（昭和二十九年政令第五百五十五号。以下「定率法施行令」といづ。）（第九条第二項）（定率法施行令第四十九条において準用する場合を含む。）の規定により税関長が届出により必要な検査をするものとして指定した工場において製造等を行う者が届出の場合には、定率法第十三条第八項の規定により納付すべき手数料の額は、前項の規定にかかわらず、当該検査一回ごとに、一般職の職員^(一)の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（別表第一の行政職俸給表^(一)に掲げる四級の職務にある者が当該検査の場所に往復する場合において国家公務員等の旅費に関する法律）（昭和二十五年法律第百十四号）の規定により受けるべき旅費の額に相当する額とする。

3) 第二条第三項の規定は、第一項において準用する第三条第一項の規定により手数料の額を計算する場合について準用する。

けた者が、定率法第十三条第八項（製造工場の承認手数料）（定率法第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 その者が、当該工場の承認に際し、関税定率法施行令（昭和二十九年政令第五百五十五号。以下「定率法施行令」といづ。）（第九条第二項）（定率法施行令第四十九条において準用する場合を含む。）の規定により税関長が届出により必要な検査をするものとして指定した工場において製造等を行う者であるとき。

当該検査一回ごとに、一般職の職員^(一)の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（別表第一の行政職俸給表^(一)に掲げる四級の職務にある者が当該検査の場所に往復する場合において国家公務員等の旅費に関する法律）（昭和二十五年法律第百十四号）の規定により受けるべき旅費の額に相当する額

二 その者が、前号の工場以外の工場において製造等を行う者であるとき。当該工場の承認の期間一月までことし、当該工場の第三条第一項各号に掲げる延べ面積の区分に応じ、当該各号に定める額（承認の日属する月及び承認が消滅する日の属する月については、日割により計算した額）

2) 第二条第三項の規定は、前項第二号の手数料の額を計算する場合について準用する。

4) 定率法施行令第五十条の二第二項（指定製造工場の簡易手続）の指定を受けた製造工場については定率法第十九条第二項において準用する定率法第十三条第八項の規定により納付すべき手数料の額については、当該製造工場を第一項の工場とみなし、当該製造工場において製造した輸出貨物に係る法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の検査を同項の検査とみなして、同項の規定を適用する。

（手数料の納付の時期及び方法等）

第九条 第一条、第五条から第七条まで又は前条第二項に規定する手数料は、法第二十條第一項（不開港への出入）若しくは法第六十九條第二項（指定地外検査）に規定する許可、法第九十八條第一項（臨時開庁）に規定する承認、法第一百零一條及び第四項（証明書類又は磁気テープ等の交付）の規定による交付又は定率法第十三条第五項（製造用原料品の減税又は免税）（定率法第十九条第二項（輸出貨物の製造用原料品の減税又は免税））において準用する場合を含む。）に規定する検査を受けようとする都度、納付しなければならない。

2 （省 略）

3 第二条から第四条まで又は前条第一項に規定する手数料は、一月分ごとに納付するものとし、毎月二十五日までに翌月分を納付しなければならない。ただし、法第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）、法第五十六条第一項（保税工場の許可）、法第六十二条の二第二項（保税展示場の許可）若しくは法第六十二条の八第一項（総合保税地域の許可）の規定による許可又は定率法第十三条第一項（製造用原料品の減税又は免税）若しくは定率法第十九条第一項（輸出貨物の製造用原料品の減税又は免税）の規定による承認の日の属する月分及び当該許可又は承認が月の二十六日以後に行われた場合におけるその翌月分については、その許可又は承認の日から十日以内に納付しなければならない。

4 （省 略）

（災害による保税蔵置場に係る許可に係る手数料等の還付、軽減又は免除等）

3) 第一項の規定の適用については、定率法施行令第五十条の二第二項（指定製造工場の簡易手続）の指定を受けた製造工場は、第一項第一号の工場とみなし、当該製造工場において製造した輸出貨物に係る法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の検査を第一項第一号の検査とみなす。

（手数料の納付の時期及び方法等）

第九条 第一条、第五条から第七条まで又は前条第一項第一号に規定する手数料は、法第二十條第一項（不開港への出入）若しくは法第六十九條第二項（指定地外検査）に規定する許可、法第九十八條第一項（臨時開庁）に規定する承認、法第一百零一條及び第四項（証明書類又は磁気テープ等の交付）の規定による交付又は定率法第十三条第五項（製造用原料品の減税又は免税）（定率法第十九条第二項（輸出貨物の製造用原料品の減税又は免税））において準用する場合を含む。）に規定する検査を受けようとする都度、納付しなければならない。

2 同上

3 第二条から第四条まで又は前条第一項第二号に規定する手数料は、一月分ごとに納付するものとし、毎月二十五日までに翌月分を納付しなければならない。ただし、法第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）、法第五十六条第一項（保税工場の許可）、法第六十二条の二第二項（保税展示場の許可）若しくは法第六十二条の八第一項（総合保税地域の許可）の規定による許可又は定率法第十三条第一項（製造用原料品の減税又は免税）若しくは定率法第十九条第一項（輸出貨物の製造用原料品の減税又は免税）の規定による承認の日の属する月分及び当該許可又は承認が月の二十六日以後に行われた場合におけるその翌月分については、その許可又は承認の日から十日以内に納付しなければならない。

4 同上

（災害による保税蔵置場に係る許可に係る手数料等の還付、軽減又は免除等）

第十三条の四（省略）

2（省略）

3 税関長は、前項の規定による書面（同項の規定により添付すべき書類を含む。以下この項において同じ。）の提出があつた場合において、その行政処分に係る手数料に相当する額の還付を受けようとする施設が前項に規定する特定災害に係る指定地域（法第二条の第三第一項（災害による期限の延長）に規定する指定地域をいう。第六項において同じ。）に所在しており、かつ、当該特定災害により損傷したため業務の遂行に支障が生じていると認めるときは、当該施設に係る行政処分に係る手数料（その納付期限が当該書面の提出の日において到来しているものに限り。）の納付額と、基準面積から損傷面積を控除して得た面積を当該施設の延べ面積とみなして第二条第一項各号、第三条第一項各号（第八条第一項において準用する場合を含む。第六項第二号において同じ。）又は第四条第一項各号に掲げる延べ面積の区分に応じ手数料を納付するとした場合の当該手数料の額との差額に相当する金額を還付するものとする。この場合において、手数料の納付額に当該特定災害が発生した日が属する月の月分の手数料の額が含まれているときは、同月分については、当該特定災害が発生した日から当該特定災害が発生した日が属する月の末日までの期間に相当する分として日割により計算した額に相当する金額を還付するものとする。

4及び5（省略）

6 税関長は、前項の規定による書面の提出があつた場合において、その行政処分に係る手数料の軽減又は免除を受けようとする施設が第一項に規定する特定災害に係る指定地域に所在しており、かつ、当該特定災害により損傷したため業務の遂行に支障が生じていると認めるときは、申請者が関税法の表の各号の下欄に掲げる規定により納付すべき手数料として第一条第一項、第三条第一項（第八条第一項において準用する場合を含む。）又は第四条第一項の規定により計算される額のうち、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める額を軽減し、

第十三条の四 同上

2 同上

3 税関長は、前項の規定による書面（同項の規定により添付すべき書類を含む。以下この項において同じ。）の提出があつた場合において、その行政処分に係る手数料に相当する額の還付を受けようとする施設が前項に規定する特定災害に係る指定地域（法第二条の第三第一項（災害による期限の延長）に規定する指定地域をいう。第六項において同じ。）に所在しており、かつ、当該特定災害により損傷したため業務の遂行に支障が生じていると認めるときは、当該施設に係る行政処分に係る手数料（その納付期限が当該書面の提出の日において到来しているものに限り。）の納付額と、基準面積から損傷面積を控除して得た面積を当該施設の延べ面積とみなして第二条第一項各号、第三条第一項各号（第八条第一項第一号において製造工場（第一項に規定する製造工場をいう。）について適用する場合を含む。第六項第二号において同じ。）又は第四条第一項各号に掲げる延べ面積の区分に応じ手数料を納付するとした場合の当該手数料の額との差額に相当する金額を還付するものとする。この場合において、手数料の納付額に当該特定災害が発生した日が属する月の月分の手数料の額が含まれているときは、同月分については、当該特定災害が発生した日から当該特定災害が発生した日が属する月の末日までの期間に相当する分として日割により計算した額に相当する金額を還付するものとする。

4及び5 同上

6 税関長は、前項の規定による書面の提出があつた場合において、その行政処分に係る手数料の軽減又は免除を受けようとする施設が第二項に規定する特定災害に係る指定地域に所在しており、かつ、当該特定災害により損傷したため業務の遂行に支障が生じていると認めるときは、申請者が関税法の表の各号の下欄に掲げる規定により納付すべき手数料として第二条第一項、第三条第一項、第四条第一項又は第八条第一項第二号の規定により計算される額のうち、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める額を軽減し、又は免除するものとする。

又は免除するものとする。

一 (省略)

二 (省略)

(手数料の予納又は前納)

第十四条 (省略)

2 (省略)

3 第二条から第四条まで又は第八条第一項に規定する手数料は、第九条第三項又は第四項の規定にかかわらず、二月分以上を前納することができる。

4 (省略)

一同上

二同上

(手数料の予納又は前納)

第十四条 同上

2 同上

3 第二条から第四条まで又は第八条第一項第二号に規定する手数料は、第九条第三項又は第四項の規定にかかわらず、二月分以上を前納することができる。

4 同上

通関業法施行令（昭和四十二年政令第二百三十七号）（第七条関係）

（受験手数料の額）

第十二条 法第二十六条第一項に規定する政令で定める額は、三千円とする。ただし、

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第

百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用

して通関士試験を受けるための願書を提出する場合においては、二千九百円とする。

る。

通関業法施行令（昭和四十二年政令第二百三十七号）（第七条関係）

（受験手数料の額）

第十二条 法第二十六条第一項に規定する政令で定める額は、二千六百円とする。

コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百五十七号）（第八条関係）

（コンテナーの承認手数料）

第十八条 法第十四条第二項（法第十五条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる承認の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 法第十四条第一項に規定する承認 当該承認一件ごとに九千三百円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該承認の申請を行う場合（次号において「電子申請の場合」という。）にあつては、八千七百円）

二 法第十五条第一項に規定する設計型式による承認（以下「型式承認」という。）
（ ） 当該承認一件ごとに十二万七千七百円（電子申請の場合にあつては、十一万千八百円）

2 （省略）

コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百五十七号）（第八条関係）

（コンテナーの承認手数料）

第十八条 法第十四条第二項（法第十五条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる承認の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 法第十四条第一項に規定する承認 当該承認一件ごとに九千四百円

二 法第十五条第一項に規定する設計型式による承認（以下「型式承認」という。）
（ ） 当該承認一件ごとに十二万二千三百円

2 同上

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令（昭和五十二年政令
第二百二十号）（第九条関係）

別表（第一条、第二条、第三条、第四条関係）

番号	手続	(省略)	四	五	六	七	(省略)
		(省略)	関税法第十五条第一項（外国貿易船の入港の手続）の規定による入港届、積荷目録、船用品目録、旅客氏名表及び乗組員氏名表の提出	(省略)	削除	関税法第十五条第五項（特殊船舶等の入港届）の規定による入港届並びに旅客氏名表及び乗組員氏名表（船舶に係るものに限る。）の提出	(省略)

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令（昭和五十二年政令
第二百二十号）（第九条関係）

別表（第一条、第二条、第三条、第四条関係）

番号	手続	同上	四	五	六	七	同上
		同上	関税法第十五条第一項（外国貿易船の入港の手続）の規定による入港届、積荷目録及び船用品目録の提出	同上	関税法第十五条三項（入港の手続）の規定による外国貿易船の旅客氏名表又は乗組員氏名表の提出	関税法第十五条四項（特殊船舶等の入港届）の規定による入港届の提出	同上